

## 全部履歴証明書について

事業目的に障がい福祉サービス等を定めてください。下記を参考に、全部履歴証明書等に規定をしてください。

- ・「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護」、「生活介護」、「短期入所」、「重度障害者等包括支援」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「自立生活援助」、「共同生活援助」の事業を行う場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」と規定。
- ・「一般相談支援」の事業を行う場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」と規定。
- ・定款の提出は省略になりましたが、「就労継続支援 A 型」は、定款（又は寄付行為）と履歴事項全部証明書の両方提出が必要です。